

# 新 旧 対 照 表

(姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

現 行	改 正 案
<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>          <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>障害福祉サービス事業者の職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>障害福祉サービス事業者は、自らが利用者のサービス利用時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>